

青森県報

第三千二百三十九号

平成二十二年
五月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	四
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	四
障害福祉サービス事業者の指定	(同)	四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出

身体障害者福祉法による医師の指定

人事委員会

人事委員会規則七

八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

(職員課)

告 示

示

青森県告示第三百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
シンフォニー・デンタル・クリニック 中央薬品(株) 中央調剤薬局 住吉町支店 川内調剤薬局 二川原薬局	八戸市沼館四丁目四の八「シンフォニープラザ沼館」内二階 弘前市大字住吉町一の一〇 むつ市川内町休所四二の二六七 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐三九の一	平成三・三・三〇 三・四・一 " " 三・四・八

青森県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二

第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 別	名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	変更年月日
変更前	藤井薬局	三沢市東町四丁目三二の六八〇	平成四・一・五
変更後		三沢市東町四丁目五の五	

青森県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	廃止年月日
高橋薬局 みんゆう調剤薬 局十和田店	むつ市大畑町新町九五の二 十和田市西十二番町一の二二	平成三・三・三 "

青森県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
伊藤 豪志	十和田市大字三本木字下平二一の三七	さかた接骨院	十和田市大字三本木字下平二一の三七	平成三・一・六
齊藤 亨	つがる市木造曙三三三の二	つる田呉本接骨院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九四の一	三・二・一

青森県告示第百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	指定年月日
シンフォニー・デンタル・クリニック 中央薬品(株)中央調剤薬局 住吉町支店	八戸市沼館四丁目八「シンフォニープラザ沼館」内二階 弘前市大字住吉町一の一〇	平成三・三・〇 三・四・一

青森県告示第百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
高橋薬局	むつ市大畑町新町九五の二	平成三・三三

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業者		指定年月日
			名称	所在地	
医療法人なかがわ整形外科	八戸市大字新井田字館下一	訪問リハビリテーション	なかがわポータルクリニック	八戸市大字新井田字館下一	平成三・四・一
"	"	通所リハビリテーション	"	"	"
"	"	通所介護	なかがわサービスセンター	八戸市湊高台二丁目一二の二一	"
合同会社ともなが草	八戸市白銀台六丁目二の一九	訪問介護	ヘルパーステーションふれんどり	八戸市大字妙字東八の一七	"

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業者		指定年月日
			名称	所在地	
医療法人なかがわ整形外科	八戸市大字新井田字館下一	介護予防通所介護	なかがわサービスセンター	八戸市湊高台二丁目一二の二一	平成三・四・一
合同会社ともなが草	八戸市白銀台六丁目二の一九	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションふれんどり	八戸市大字妙字東八の一七	"

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 クシー 十五番タ	株式会社 クシー 十五番タ	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
弘前市大字 宮川一丁目 二の二	弘前市大字 宮川一丁目 二の二	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
訪問介護	訪問介護	所 在 地	変 更 年月日
ケアサポ 1ト十五 番	ケアサポ 1ト十五 番	弘前市大字 城東四丁目 六の二〇	平成 三・三・一五
弘前市大字 宮川一丁目 二の二	弘前市大字 宮川一丁目 二の二	所 在 地	

青森県告示第百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 クシー 十五番タ	株式会社 クシー 十五番タ	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事業の種 類
弘前市大字 宮川一丁目 二の二	弘前市大字 宮川一丁目 二の二	名 称	介 護 予 防 事 業 所
訪問介護	訪問介護	所 在 地	変 更 年月日
ケアサポ 1ト十五 番	ケアサポ 1ト十五 番	弘前市大字 城東四丁目 六の二〇	平成 三・三・一五
弘前市大字 宮川一丁目 二の二	弘前市大字 宮川一丁目 二の二	所 在 地	

青森県告示第百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、

自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年月日
公立七戸病院	上北郡七戸町字影津 内九八の一	（肝臓移植に関する医療 療法）	平成 三・五・一

青森県告示第百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 事 業 所	指 定 年月日
株式会社 たば	十和田市東四番 町八の六	居宅介護	ヘルパース テーション ふたば	平成 三・四・一四
株式会社 たば	十和田市東四番 町八の六	重度訪問 介護	ヘルパース テーション ふたば	"

青森県告示第百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名

称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	指定障害福祉サービス業者
社会福祉法人 恵徳会	アイスト株式会社			アイスト株式会社	アイスト株式会社	名称	指定障害福祉サービス業者
上北郡東北町字古屋敷四五の一	東京都渋谷区本町一丁目八の七			東京都渋谷区本町一丁目八の七	東京都渋谷区本町一丁目八の七	主たる事務所の所在地	
共同生活介護	重度訪問介護			居宅介護	居宅介護	障害福祉サービスの種類	
障害者ケアホーム1ヶや	アイスト青森	アイスト青森	アイスト青森	アイスト青森	アイスト青森	名称	障害福祉サービス事業を行う事業所
上北郡東北町上北南三丁目三二の三	青森市花園二丁目九の二三	青森市花園二丁目九の二三	青森市花園二丁目九の二三	青森市花園二丁目九の二三	青森市花園二丁目九の二三	所在地	
"	"	"	"	平成三・四・一	平成三・四・一	変更年月日	

青森県告示第百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	廃止年月日

株式会社 W E S T K	青森市浪岡大字一丁目六二の二	居宅介護	訪問介護ステーション T K W E S T	弘前市大字中野五丁目二五の五	平成三・四・三
株式会社 わかば	十和田市西二丁目二二の二	居宅介護	ヘルパーステーション わかば	十和田市西二丁目二二の二	"
株式会社 わかば	十和田市西二丁目二二の二	重度訪問介護	ヘルパーステーション わかば	十和田市西二丁目二二の二	"

青森県告示第百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
淀野 啓	鳴海病院	弘前市大字品川町一 九	内科、放射線科 (肝臓機能障害)	平成 三・五・一
湯川 昌広	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体 不自由)	"
山本 祐司	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体 不自由)	"
鈴木 雅博	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体 不自由)	"
前田 周吾	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体 不自由)	"
大石 裕誉	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体 不自由)	"
齋藤 正之	財団法人秀芳園弘前中央病院	弘前市大字吉野町三 の一	循環器内科(心 臓機能障害)	"
日沢 裕貴	独立行政法人労働者健康福祉機構青森福災病院	八戸市大字白銀町字 南ヶ丘一	消化器内科(肝 臓機能障害)	"

第十二条第二項第六号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第七号中「から週休日」の下に「、勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭